

子育て支援 【(7) 親子の健康確保】

基本施策/ 母子保健の充実

事業番号	156	157
事業名	乳幼児発達相談指導事業	母子保健調査研究事業
事業概要	乳幼児健診後などに、心身の発達が気になる乳幼児に対して、保健・医療・福祉が連携して適切な支援を行い、保護者の育児不安に対応するとともに、乳幼児の健全な発達を支援する。また必要に応じて保健師等による家庭訪問を行う。	多様化する母子保健に対するニーズに対応するため、時代に応じた母子保健に関する総合的な調査研究を実施する。
指標	—	講演、研究の実施数
初期値 (計画策定時)	—	15年度：講演1回・研究2件
目標値	—	21年度：講演1回・研究3件
実績値	—	20年度：講演1回・研究2件
20年度 実施状況等	乳幼児の心身の発達や育児不安に対する相談に、小児科医師、臨床心理士、作業療法士、保健師、保育士などの専門職がチームで対応するとともに、医療機関や保育所、専門機関等と連携を図り、支援している。 ■実施回数103回、相談者延人数362人	<ul style="list-style-type: none"> ■講演会1回 ・開催日：21.2.8 ・場所：北九州芸術劇場 中劇場 ・テーマ：「サル社会に見る家族の絆～生き抜く力や智恵を身につけさせるサルの子育て～」 ・講師：松井 猛 ・参加数：約200人 ・講演会は市民の関心が高く、参加者200人が熱心に聴講した。研究も時機を得た内容で市としても参考になるものであった。 ■研究2件 「乳幼児健診における軽度発達障害早期診断の試み」他1件
評価 (17～20年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児の特性に応じた相談・訓練指導等を行うことのできる療育相談として、本事業の意義は大きい。 ●H19年度は臨床心理士を増員し、相談体制の充実を図るとともに、平成20年度は親子の関わりでの適切な指導や療育機関受診までのフォローを目的とした「親子遊び教室」等をモデルとして実施した。 <p><今後の問題・課題など></p> <ul style="list-style-type: none"> ○発達障害の疑いのある乳幼児が増加傾向にあるが、療育機関を受診するまでに時間を要している。 ○発達が気になる子ども達を継続的にフォローする体制の充実が望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●本事業は、多岐にわたる母子保健に関する諸問題について、小児科医を中心とする専門家が調査・研究に取り組んでいる。研究成果については、講演会や各医療機関の現場にて活用され、実践的に活用されている。
今後の方向性	拡充	継続
理由、改善点等	わいわい子育て相談や親子遊び教室の充実。	
備考 (特記事項)		
担当(課)	子ども家庭局・子育て支援課	子ども家庭局・子育て支援課

子育て支援 【(7)親子の健康確保】

基本施策/ 母子保健の充実

事業番号	158	159
事業名	母子健康診査事業	乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業
事業概要	妊婦や乳幼児の健康管理、疾病等の予防、身体の異常の早期発見による適切な支援を行うため、妊婦、乳幼児の定期的な健診機会を提供するとともに、妊産婦、乳幼児の家庭訪問、母親学級や乳幼児教室の実施など、確実なフォローアップ体制の充実を図る。また健診データを管理し、区の健康づくりに活用する。	乳幼児健康診査未受診者に対して、保健師が家庭訪問や電話などを通して未受診の理由や現在の状態を把握し、受診勧奨を行いながら、虐待につながりやすい状況の早期把握など予防的視点での支援を実施する。また、子育て家庭に必要な支援や情報提供を行う。
指標	3歳児健診受診率	—
初期値 (計画策定時)	15年度:85%	—
目標値	21年度:90%	—
実績値	20年度:86%	—
20年度 実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> ■妊婦健診(5回): 県内の委託医療機関で実施。 ■4か月児・7か月児・1歳6か月児・3歳児健診、3歳児視聴覚健診: 市内の委託医療機関で実施。 ■健診後は、要フォロー者の個別支援を実施するとともに、母親学級や育児学級などで保健指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ■4か月児、1歳6か月児健康診査未受診者へ「はがき」を送付し、健康診査受診を勧奨するとともに、訪問等により子どもの成長発達や養育者の育児不安等の相談に対応している。
評価 (17～20年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●母子健康診査については、妊婦健診をはじめとする全国的な健診受診勧奨に関する広報が進み、本市においても横ばい状態であった健診受診率が向上しているところである。今後とも、母子の健康管理、疾病等の予防、早期発見を実現するため、本事業を継続して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●未受診者に対して、保健師が訪問し、支援することは、育児不安の軽減や虐待予防につながると考えるため、今後も継続的に実施する。
今後の方向性	継続	継続
理由、改善点等	平成21年度に、公費助成回数を5回から14回に拡充済み。	
備考 (特記事項)		
担当(課)	子ども家庭局・子育て支援課	子ども家庭局・子育て支援課

子育て支援 【(7)親子の健康確保】

基本施策/ 母子保健の充実

事業番号	160	161
事業名	歯科保健事業	育児支援家庭訪問事業
事業概要	8020運動を推進していくため、乳幼児期における歯科健診のほか、各ライフステージに応じた歯科保健事業を実施し、う蝕や歯肉炎・不正咬合等の早期発見、適切な処置、保健指導を行い、歯や口腔の健全育成と機能の向上を図る。	個々の家庭の抱える養育上の問題の解決や負担の軽減を図るため、出産後間もない時期や様々な原因で養育が困難になっている家庭に対して、保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や専門的技術的支援を行う。
指標	むし歯のない3歳児の割合	—
初期値 (計画策定時)	15年度:64.5%	—
目標値	24年度:80%以上	—
実績値	20年度:68.0%	—
20年度 実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> ■歯科健診の実施 ・1歳6ヶ月児歯科健診:5,485件 ・3歳児歯科健診:4,759件 ・4・5歳児歯科検診:15,680件 ■フッ化物塗布事業の実施 :3,725件 ■歯科保健指導の実施:237回 ■「デンタルフェア2008in北九州」の開催 ・日時:平成20年6月8日 ・場所:子育てふれあい交流プラザ 	<ul style="list-style-type: none"> ■妊娠から育児期を通じて、家庭訪問等による継続的な指導や相談を実施し、養育者の育児不安に適切に対応している。 ■母子健康手帳の交付時や、健康診査、関係機関からの連絡等において、健康や養育環境の問題がある家庭を把握し、家庭訪問を行い、個別に応じた相談や指導を実施している。 ■平成20年度より、No.161「育児支援家庭訪問事業」とNo.162「家庭訪問の充実」を統合。
評価 (17～20年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●歯科検診の実施医療機関を市内全域に数多く確保していること、受診料を無料としていることなど、受診しやすいものとしている。案内も工夫することで、とりわけむし歯予防の効果が期待できるフッ化物塗布の実施率が向上した。 ●歯科検診を個別方式とすることで、その幼児の状況に応じたブラッシング指導などが適切に行える。一方で、集団方式と比べ受診率が低くなりがちなのが課題である。 ●乳幼児の歯科健診は、単に虫歯を発見するだけでなく、児童虐待の発見や育児支援などの面からも重要である。 <p><今後の問題・課題など> 受診率の向上。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●若年の親、ひとり親、多子家庭など養育が困難な状況にある家庭に対して、助産師・保健師等の専門職が訪問し、産後早期から支援することは、育児不安の軽減や虐待予防につながると考えるため、今後も継続実施する。
今後の方向性	継続	継続
理由、改善点等	目標達成のため、引き続き取り組みが必要である。	
備考 (特記事項)		
担当(課)	保健福祉局・健康推進課	子ども家庭局・子育て支援課

子育て支援 【(7)親子の健康確保】

基本施策/ 母子保健の充実

事業番号	162	163
事業名	家庭訪問の充実	区役所等での母子保健教室の充実
事業概要	妊産婦、乳幼児、新生児、未熟児などに対して、適切な時期に家庭訪問することで、具体的かつ個別に応じた相談や指導を実施し、疾病の重症化や虐待などを予防し、子どもの健やかな成長を支援する。	医師、栄養士や歯科衛生士、保健師などが連携して、出産や育児に必要な正しい知識を提供するため、母親学級や育児学級、多胎児教室等を開催する。
指標	—	母親学級参加率
初期値 (計画策定時)	—	15年度:19%
目標値	—	21年度:25%以上
実績値	—	20年度:18%
20年度 実施状況等	■平成20年度より、No.161「育児支援家庭訪問事業」に統合。	<ul style="list-style-type: none"> ■母親学級は、各区の状況に応じた回数や内容で実施している。また、就労などで平日に受講できない妊婦を対象に、土日に教室を開催した。 ■育児教室や育児講演会は、区役所、市民センター等において、事故予防、遊び、月齢に応じた発達、しつけ、栄養、歯科等の内容で実施した。
評価 (17～20年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●平成18年度から「妊産婦・新生児訪問指導事業」と「育児支援家庭訪問事業」を統合し、妊娠・出産から育児までを通じて、継続した支援を行う「子育て支援訪問事業」として再編・拡充し、養育困難なリスクを持つ家庭への保健師による訪問を充実した。 ●訪問対象者の範囲を広げるとともに、訪問時に産後うつを早期に発見するための質問票を活用するなど、きめの細かい支援を行っている。また、妊産婦・乳幼児なんでも相談など、地域で実施している子育て支援事業に繋がっており、継続した支援が行えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●出産・育児に必要な知識の提供及び、子どもを持つ親同士の交流の場として重要な機会となっている。 ●個々が抱える問題に対応する個別相談等を実施しており、育児不安の軽減につながっている。 ●母親学級の参加者が増加していないことから、開催曜日や内容等の検討が必要と思われる。 <p><今後の問題・課題等> 参加者のニーズに応じた事業の実施が必要である。</p>
今後の方向性	終了	拡充
理由、改善点等		母親学級や育児教室等の内容等を検討し、継続実施する。
備考 (特記事項)	No.161「育児支援家庭訪問事業」に統合	
担当(課)	子ども家庭局・子育て支援課	子ども家庭局・子育て支援課

子育て支援 【(7) 親子の健康確保】

基本施策/ 母子保健の充実

事業番号	164	165
事業名	思春期健康づくり事業	母子健康手帳交付の充実
事業概要	思春期の子どもとその親に対して健康・性・心の問題等に対する正しい知識を提供することにより、命の尊さを学び、思春期の子どもの健全な育成を図る。	母子の健康状態を記録するとともに、妊娠・出産・育児に関する様々な情報を盛り込むことにより、出産・育児への意識の向上と正しい知識の普及を推進する。また、交付の際に個別面接を行い、支援を必要とする妊産婦への対応の充実を図る。
指標	開催回数	—
初期値 (計画策定時)	15年度:79回	—
目標値	21年度:126回	—
実績値	20年度:32回	—
20年度 実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> ■生命の大切さの学習(妊娠のしくみ、妊婦体験、赤ちゃんの沐浴) ■保健福祉体験学習(障害体験及び当事者との交流など) ■思春期の心と体、性感染症予防 ■薬物乱用防止教室 主に上記の内容を小学生から大学生までを対象に学校・地域と連携して実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ■母子健康手帳の交付時に、個別相談や母子保健福祉サービスの情報提供を行っている。また、母子健康手帳の交付者を登録して、その後の母子の健康管理に活用している。
評価 (17～20年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●自分の身体を大切にすることへの理解を深める健康教育は大切であるが、効果的に実施するためには、関係機関との連携など、様々な課題があり、実施が困難であった。 <今後の問題・課題など> 関係機関との連携を強化し、効果的な実施に向けた見直しが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ●母子健康手帳を交付時に個別面接を実施することにより、支援が必要な妊産婦への早期対応や妊娠時期から乳幼児期に至るまでの継続した支援が行えている。 ●住所地以外の区役所における交付等、働いている夫婦に対する対策を講じている。 <今後の問題・課題など> 母子健康手帳には、多くの情報が記載されているため、より効果的な活用方法の検討が必要である。
今後の方向性	継続	拡充
理由、改善点等		母子健康手帳の内容や活用方法の見直し。
備考 (特記事項)		
担当(課)	子ども家庭局・子育て支援課	子ども家庭局・子育て支援課

子育て支援 【(7)親子の健康確保】

基本施策/ 母子保健の充実

事業番号	166	167
事業名	健康相談	小中学生等を対象とした保健・医療・福祉関連情報提供事業
事業概要	子どもの喫煙が低年齢化しているため、保健師等が希望する小・中学校に出向き「たばこの害」に関する教育を実施する。また、子どもの家族への啓発活動も推進する。	市内の小中学生及び保護者を主な対象として、健康づくり・健康危機管理を中心に、広く保健・医療・福祉に関するトピックをテーマにしたリーフレット(「小中学生のハートフル・ニュース」)による情報提供を行うことで、家庭を通じた子どもの健康づくり等を推進する。
指標	—	—
初期値 (計画策定時)	—	—
目標値	—	—
実績値	—	—
20年度 実施状況等	<p>■12月に、子育てふれあい交流プラザにて、就学前児童の保護者を対象に、「たばこ講話」を実施。 ・参加者:20名</p>	<p>■情報提供回数:年2回 ■情報提供方法:市内の全小中学生に配布 ■情報提供内容 「熱中症と光化学スモッグ」「新型インフルエンザ」</p>
評価 (17~20年度)	<p>●H16年度健康づくり実態調査とH20年度健康づくり実態調査の結果を比較すると、小学生期は変わりなかったが、中高生期は「たばこを誰から勧められても断る割合」が、81.0%から88.7%に増加している。事業実施の際のアンケート結果では、「よく理解できた」という良い評価をいただいております、事業効果があったと評価している。</p> <p><今後の問題・課題など> 子どもを「たばこの害」から守るためには、健康推進の視点だけでなく、子どもたちが生活する家庭や学校との連携・環境づくりが不可欠である。</p>	<p>●リーフレットを通しての家庭での健康づくり意識の向上、早期からの健康や正しい生活習慣への意識付け、小中学校における健康危機管理の事前強化につながった。</p> <p><今後の問題・課題など> 情報提供により、小中学生及びその保護者の健康づくりへの意識付け等を行ったが、その意識を今後いかに行動に結び付けて行くかが大切である。また、教育委員会と連携し、効率的、効果的な事業の進め方の検討も必要である。</p>
今後の方向性	継続	継続
理由、改善点等		
備考 (特記事項)		
担当(課)	保健福祉局・健康推進課	保健福祉局・健康推進課

子育て支援 【(7) 親子の健康確保】

基本施策/ 母子保健の充実

事業番号	356	357
事業名	生後4か月までの乳児全戸訪問	母子栄養食品支給事業
事業概要	<p>少子化や核家族化により、周囲からの支援を受けることが困難な状況にある、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、家庭と地域とをつなぐ機会とする。このことにより、乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ、健全な育成環境の構築を図る。</p>	<p>母体の健康確保及び乳児の体位向上と健康の保持増進を図るため、栄養の確保が困難な低所得世帯の妊産婦及び乳児に対し、妊産婦には申請日の翌月から産後3か月(出産予定日を含め最高6月)まで、乳児には出生した日の属する月の翌月初日から12か月を限度に栄養食品(粉乳)を支給する。</p>
指標	-	-
初期値 (計画策定時)	-	-
目標値	-	-
実績値	-	-
20年度 実施状況等	<p>■従来の訪問事業で未訪問であった経産婦に対して、訪問対象を拡充した。 ■訪問時に産後うつを早期発見するための質問票を活用することで、支援の必要な母親を早期に把握し、よりきめの細かい支援を行っている。</p>	<p>■実人員 375人 ■延件数 1,791人</p>
評価 (17～20年度)	<p>●産後の早い時期に、産後うつ質問票を活用することで、支援の必要な母親を早期に把握し、支援することができた。 ●従来の訪問事業で未訪問であった経産婦に対しても対象を広げたことにより、初産婦に限らず経産婦においても同様に支援する必要性を認識できた。 ●地域の子育て支援事業などに繋がり、継続した支援が行えており、少子化、核家族化に伴い育児不安を抱える親が増加していることから、本事業の意義は大きい。 ●平成20年度より「育児不安を抱える親支援事業」を「生後4ヶ月までの乳児全戸訪問」として実施し、訪問員の増員や車両の導入、主任児童委員による地域で見守るシステムの構築を図った。</p> <p><今後の問題・課題など> 生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問する体制の整備が必要である。</p>	<p>●本事業は、母子に対する栄養食品の支給のみならず、育児に不安や悩みを抱える親の早期支援につながるという意味でも非常に重要な事業であり、今後とも継続していく必要がある。</p>
今後の方向性	拡充	継続
理由、改善点等	生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問する体制整備。訪問員のスキルアップ。	
備考 (特記事項)	「育児不安を抱える親支援事業」を事業名変更	
担当(課)	子ども家庭局・子育て支援課	子ども家庭局・子育て支援課

子育て支援 【(7) 親子の健康確保】

基本施策/ 母子医療の充実

事業番号	168	168
事業名	周産期医療体制の充実	周産期医療体制の充実
事業概要	<p>母親が安心して出産し、子どもたちが健やかに成長できるよう総合周産期母子医療センター(市立医療センター内)を含む市内4病院で、リスクの高い分娩や高度な治療が必要な新生児に対する専門的な医療を効果的に提供し、正常分娩を担当する診療所等との役割分担による連携を促進する。あわせて、総合周産期母子医療センターなどにおける医師の確保を図る。</p>	<p>母親が安心して出産し、子どもたちが健やかに成長できるよう総合周産期母子医療センター(市立医療センター内)を含む市内4病院で、リスクの高い分娩や高度な治療が必要な新生児に対する専門的な医療を効果的に提供し、正常分娩を担当する診療所等との役割分担による連携を促進する。あわせて、総合周産期母子医療センターなどにおける医師の確保を図る。</p>
指標	—	—
初期値 (計画策定時)	—	—
目標値	—	—
実績値	—	—
20年度 実施状況等	<p>■リスクの高い分娩や高度な治療が必要な新生児を24時間365日受け入れている。 MFICU延患者数 H20:1,577人 NICU 延患者数 H20:3,197人 ■全国的な産婦人科医不足の中、20年度は産婦人科医を2名増員できた。</p>	<p>■市内産科医療機関の役割分担を実施し、ハイリスク分娩を扱う病院の負担を軽減している ■医師養成を効率的に行うため医師会の産婦人科・小児科医師確保事業(北九州専門医レジデント制度・周産期医療講習会の実施等)に補助 ■市立病院後期臨床研修医(産婦人科・小児科医)の支援にかかる経費の一部を負担</p>
評価 (17～20年度)	<p>●総合周産期母子医療センターは市内周産期医療の中核を担う機関である。 ●一方で、医療センター産婦人科は正規と後期臨床研修医をあわせて13名、小児科は正規と後期臨床研修医をあわせて11名配置している(H21.6月)が、さらなる医師の確保が必要である。 ●産婦人科医不足から、市内の医療機関では分娩機能が縮小・廃止されており、そのため、市内の産科医療機関の連携体制に基づき、医療センターにおいてハイリスク分娩の患者を優先的に受け入れている。 ●ハイリスク分娩の増加に伴い、医師確保とあわせて、ほぼ満床状態が続いているNICU(現在9床)の増床についても引き続き検討が必要である。</p>	<p>●全国にお産ができる施設が減少し、妊産婦及びハイリスク分娩等への診療所の不安が高まってきている中、本市では病診連携をはじめとした各種対策により、たらい回し等の大きなトラブルも発生せず、市民の安全・安心に貢献している。</p> <p><今後の問題・課題など> ○さらにお産ができる施設や医師数が減少した場合の方策。 ○病診連携体制の市民への周知徹底(制度への理解促進、全ての妊産婦へ周知するための方法検討など)。</p>
今後の方向性	継続	継続
理由、改善点等		従前の取り組みに加え、周産期母子救急医療を含めた周産期医療体制の再検討。
備考 (特記事項)	平成19年度拡充(ハートフル子どもプラン)により、事業概要を変更。	平成19年度拡充(ハートフル子どもプラン)により、事業概要を変更。
担当(課)	病院局・業務課	子ども家庭局・子育て支援課 保健福祉局・地域医療課

子育て支援 【(7) 親子の健康確保】

基本施策/ 母子医療の充実

事業番号	169	170
事業名	特定不妊治療費助成	新生児聴覚検査事業
事業概要	特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、専門の相談窓口において、不妊に関する相談に応じ、心身にわたる悩みを軽減する。	聴覚の障害を早期に発見し、療育を開始することでコミュニケーション形成や言語発達に効果が得られるため、新生児に対し行う聴覚検査費用の一部を助成する。また、検査で聴覚障害が発見された場合には、早期療育に取り組むための支援を行う。
指標	-	受診率(受診者数/出生数×100)
初期値 (計画策定時)	-	-
目標値	-	21年度:95%以上
実績値	-	20年度:80%
20年度 実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> ■助成件数:421件 ■不妊相談実績:266件 ■不妊に悩む人を対象にした交流会を開催し、情報交換等を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ■出産した産科医療機関において新生児聴覚スクリーニング検査を実施している。その結果で要精密の場合や精密検査において異常の疑いがある場合には、保健師が相談に応じ、関係機関と連携を図るなどの支援を実施している。
評価 (17～20年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●助成事業の申請件数が年々増加しており、対象者への経済的負担の軽減が図られている。 ●不妊相談員が不妊に関する悩みの相談に応じることにより、心身の負担の軽減が図られている。 <p><今後の問題・課題など></p> <ul style="list-style-type: none"> ○不妊の要因や治療に関する情報が十分に周知されていないため、理解促進や情報提供の充実が必要である。 ○助成申請者のプライバシー保護の徹底や申請手続の簡素化。 	<ul style="list-style-type: none"> ●本事業は、新生児期の聴覚の障害を早期に発見し、療育を開始することで、以後のコミュニケーション形成や言語発達に大きな効果が期待できるものである。本市では、検査実施のみならず、要精密児のフォローアップや療育センターでの早期療育体制など、一連の支援体制が整っている。
今後の方向性	継続	継続
理由、改善点等	(平成21年度に実施済み) ・経済的負担の軽減を図るため、公費助成額を拡充。 ・不妊に関する理解を促進するための啓発事業の実施。	
備考 (特記事項)		
担当(課)	子ども家庭局・子育て支援課	子ども家庭局・子育て支援課